

特定非営利活動法人 定款

2017/09/09 OKADA ©

【定款】

定款は、組織の目的・組織・活動・構成員・業務執行などについての基本規則、およびその内容を紙や電子媒体に記録したもの。

☆定款記載事項の分類

1) 絶対的記載事項 (法第十一条)

定款に必ず記載しなければならない事項

これらが記載してなければ、定款自体が無効となる。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4 主たる事務所およびその他の事務所の所在地
- 5 社員の資格の得喪に関する事項
- 6 役員に関する事項
- 7 会議に関する事項
- 8 資産に関する事項
- 9 会計に関する事項
- 10 事業年度
- 11 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該そのほかの事業に関する事項
- 12 解散に関する事項
- 13 定款の変更に関する事項
- 14 広告の方法

2) 相対的記載事項 (NPOWEB 抜粋)

定款に記載を欠いても定款自体が無効となることはないけれども、定款に記載しておかなければその事項について効力が生じない事項があります。そういう事項を相対的記載事項と呼びます。相対的記載事項は、NPO法ですでにルールが決められている事項について、定款で別に定めればNPO法の要件よりも定款の記載が優先されるというものです。

相対的記載事項には次のようなものがあります。

- ・理事の代表権の制限 (第16条)
- ・理事による法人の業務の決定の方法 (第17条)
- ・定款の変更に係る特別多数要件の変更 (第25条第2項)
- ・社員による臨時総会の開催の請求に必要な社員数 (第30条、民法61条)
- ・理事その他の役員に委任される法人の事務 (第30条、民法63条)
- ・総会の決議事項の事前通知の原則の例外規定 (第30条、民法64条)
- ・「各社員の表決権は平等であること」を変更する規定 (第30条、民法65条第3項)
- ・総会に関して社員の書面による表決及び代理人を出席させることができる権限に関する規定を変更する規定 (第30条、民法65条第3項)
- ・「社員総会の決議」、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」、「社員の欠乏」、「合併」、「破産」、「第43条の規定による設立の認証の取消」以外の解散事由 (第31条第2項)
- ・残余財産の帰属先 (第32条第1項)
- ・合併を決定する際の社員総会の議決における特別多数要件の変更 (第34条第2項)
- ・解散の決議に関する特別多数要件の変更 (第40条、民法69条)
- ・解散の場合に、理事以外を清算人に選任する規定 (第40条、民法74条)

3) 任意的記載事項

公序良俗または会社の本質に反しない限り、いかなる事項でも定めることができます。事業年度、定時株主総会などがこれに当たります。定款外で定めてもよい事項ですが、定款に盛り込むことで内容が明確になります。

部会又は委員会の設置

役員選任の方法、役員の職務委任の方法、代表理事の任期

☆ 総会の権能・理事会の権能

1) 総会の権能

- (1) 定款の変更（法第25条、第26条）
- (2) 解散（法第31条の2）
- (3) 合併（法第34条）
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。
その他の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (8) その他運営に関する重要事項

2) 理事会の権能

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない皆無の執行にかんする事項
- (4) 事業計画及び活動予算の変更
- (5) 事務局の組織及び運営

☆ 特定非営利活動促進法別表

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

☆ 事業報告書等の情報公開

- ① 役員名簿
- ② 定款
- ③ 認証・登記に関する書類の写し
- ④ 事業報告書
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 活動計算書
- ⑧ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑨ 社員のうち 10 人以上の者の名簿

☆ 法人税法上の収益事業

法人税法上の収益事業とは、次の34種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことをいいます。この事業には、その収益事業の事業活動の一環として、あるいは関連して付随的に行われる行為も含まれます。

(1) 物品販売業 (2) 不動産販売業 (3) 金銭貸付業 (4) 物品貸付業 (5) 不動産貸付業 (6) 製造業 (7) 通信業 (8) 運送業 (9) 倉庫業 (10) 請負業 (11) 印刷業 (12) 出版業 (13) 写真業 (14) 席貸業 (15) 旅館業 (16) 料理飲食業 (17) 周旋業 (18) 代理業 (19) 仲立業 (20) 問屋業 (21) 鉱業 (22) 土石採取業 (23) 浴場業 (24) 理容業 (25) 美容業 (26) 興行業 (27) 遊技所業 (28) 遊覧所業 (29) 医療保健業 (30) 技芸・学力教授業 (31) 駐車場業 (32) 信用保証業 (33) 無体財産権の提供業 (34) 労働者派遣業

事務のてびき IX-1、IX-2

- ☆ 所轄庁へ届け出
 - 設立—登記、財産目録
 - 役員の変更又は住所もしくは居場所に変更があった場合—変更後の役員名簿
 - 定款の変更—社員総会の議事録、変更後の定款
 - 解散—届け出
 - 清算人の届け出—氏名、住所
 - 生産終了の届け出—清算人はその旨を届け出
 - 代表者の氏名の変更—その旨を届け出
 - 登記—登記事項証明書、財産目録

☆ 登記事項

- 1) 名称
- 2) 事務所の所在場所
- 3) 目的及び業務

「目的等」

目的及び事業

この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1 〇〇活動

2 〇〇活動

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 〇〇事業

(2) 〇〇事業

2 その他の事業

(1) 〇〇事業

(2) 〇〇事業

4) 代表者氏名、住所、資格

登記事項を記録した磁気ディスク

「名称」 特定非営利活動法人〇〇〇〇

「主たる事務所」 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

「目的等」

目的及び事業

この法人は、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇に関する事業を行い、
〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の
特定非営利活動を行う。

1 〇〇〇〇活動

2 〇〇〇〇活動

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 〇〇〇〇事業

(2) 〇〇〇〇事業

2 その他の事業

(1) 〇〇〇〇事業

(2) 〇〇〇〇事業

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

「氏名」 雛形一郎

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

「氏名」 文例三郎

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

「氏名」 書式一郎

「資産の総額」 金〇万円

「解散の事由」 〇〇〇〇 (解散事由を定めている場合に記載します。)

「登記記録に関する事項」 設立

※ 監事は登記事項ではないので、記載する必要はありません。